

東京医療保健大学東が丘看護学部等入試委員会規程

(設置)

第1条 東が丘看護学部の入試について、妥当性を検証し、入試の企画・運営・実行を進めることを目的に、東が丘看護学部入試委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 教授会において任命する教員。
- (2) 東が丘事務部長。
- (3) 学部長は必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる。

(審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) アドミッションポリシーに関すること。
- (2) 学部及び大学院入試に関すること。
- (3) 入試広報に関すること。
- (4) その他。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、教授会において任命する。

(議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(開催日)

第6条 委員長が召集する日に開催する。

附 則 本規程は令和2年4月1日から施行する。